

議案第 17 号

大口町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

大口町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 28 年 3 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）の一部が平成 28 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、この条例の一部を改正する必要があるからである。

大口町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大口町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 5 5 年大口町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

大口町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>及び大口町職員の給与に関する条例（昭和36年大口村条例第4号）第22条の規定に基づき、特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>及び大口町職員の給与に関する条例（昭和36年大口村条例第4号）第22条の規定に基づき、特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。